

## **56 災害時における福祉用具等物資の供給等の**

### **協力に関する協定**

鶴岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市の区域内で、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が、避難所等において必要とされる福祉用具等物資（以下「物資」という。）の供給を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（物資供給の要請及び協力）

第3条 甲は、災害時において、緊急に物資を必要とするときは、乙に対してその保有する物資の供給について協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬について可能な限り甲に協力するものとする。

（物資の内容）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の内容は、別表に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（物資の要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、福祉用具等物資供給要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の供給及び適合確認）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙

が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合には、甲乙協議の上、運搬方法を決定するものとする。

- 2 物資は、引渡場所において、甲又は甲が指定する者が確認の上、受け取るものとする。
- 3 乙は、必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員により現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合確認を行うものとする。

#### (運搬車両の通行及び配慮)

第7条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、乙の運搬車両を優先車両として通行できるよう配慮する。また、甲は、乙が燃料・車両等の運搬手段の確保が困難な場合には、可能な限り協力するものとする。

- 2 甲は、前条第1項に掲げる引渡場所を指定するときは、各種警報、避難勧告、その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、運搬業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

#### (報告)

第8条 乙は、物資の供給を行ったときは、福祉用具等物資供給報告書(第2号様式。以下「報告書」という。)により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

#### (費用)

第9条 乙が甲に供給した物資及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (費用の請求及び支払)

第10条 乙は、物資の供給に要した費用について、報告書の提出後、甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

#### (損害の負担)

第11条 この協定に基づく協力の実施に当たり損害(物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等)が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

#### (連絡体制)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制を円滑に推進するため、連絡責任者名簿

(第3号様式。以下「名簿」という。)を作成し、これを互いに提出して情報連絡体制を確認するものとする。

2 名簿に変更が生じた場合は、改正した名簿を速やかに相手方に提出するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第13条 乙は、甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練など平常時における防災活動への協力を努めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年7月27日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号  
鶴岡市  
鶴岡市長

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号  
一般社団法人 日本福祉用具供給協会  
理事長

別表（第4条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、 特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、 体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、 移動用リフト、医療関連用品 等
------------	--

第1号様式（第5条関係）

福祉用具等物資供給要請書（第 回）

年 月 日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会  
理事長 様

鶴岡市長

災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定第5条に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

要 請 物 資	No.	品 目	数 量	備 考
引 渡 場 所	施設名： 所在地：			
担 当 者	所属・氏名： 電話番号：			
そ の 他 連 絡 事 項				

第2号様式（第8条関係）

福祉用具等物資供給報告書（第 回）

年 月 日

鶴岡市長 様

一般社団法人 日本福祉用具供給協会  
理事長

災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定第8条に基づき、下記のとおり物資を供給したので、報告します。

記

供給物資	No.	品目	数量	備考
搬入場所	施設名： 所在地：			
履行期日	年 月 日（ ）			
報告者	所属・氏名： 電話番号：			
その他 連絡事項				

第3号様式（第12条関係）

連絡責任者名簿

【鶴岡市】

所 属	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X	
E-M a i l	

【一般社団法人 日本福祉用具供給協会】

所 属	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X	
E-M a i l	